

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		徳島市	徳島市水道局	鳴門市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市土木部土木政策課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール doboku_seisaku@city.tokushima.lg.jp	〒770-0847 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido-somu@mc.pikara.ne.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp
提出方法		持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送(H31.1.24必着)
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	【②～⑥について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表(市様式) ②アドプト事業報告書(市様式第9号)※該当者のみ ③防災協定の締結を証明する書類※該当者のみ ※直近の総合評定値通知書において「締結有」の場合は不要 ④特殊機械所有状況等報告書(県様式) ※舗装・道路区画線・法面工事希望業者 ⑤舗装工事関係調査表(市様式第15号) ※舗装工事希望業者 ⑥特殊機械所有状況等報告書(市様式第10号) ※機械器具設置工事希望業者 ⑦建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表 ※解体工事希望業者	【県内企業】 県内業者については、個別審査書類はありません。	【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②経審結果通知書の写し ③職員数調べ(鳴門市様式) ④委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ⑤業者カード(鳴門市様式) ⑥県発行の申請書受付票の写し
	市町村外	同上	同上	【市外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②経審結果通知書の写し ③委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ④業者カード(鳴門市様式) ⑤県発行の申請書受付票の写し 上記①～⑤に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦営業所の写真及び所在図面(要領参照)
	県外企業	【②～⑤について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表(市様式) ②委任状(任意様式) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ ③営業所一覧表(県様式第2号) ※年間委任がある場合のみ ④徳島県内の営業所等届出書(市様式第8号) ※徳島県内に営業所がある場合のみ(建設業法上の営業所以外の営業所も含む) ⑤徳島市が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し ※④の書類を提出した者のうち、徳島市内に営業所がある場合のみ	①委任状(任意様式) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ	【県外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②経審結果通知書の写し ③委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ④業者カード(鳴門市様式) ⑤県発行の申請書受付票の写し 上記①～⑤に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦営業所の写真及び所在図面(要領参照)
様式等入手方法		徳島市ホームページ、徳島市土木政策課窓口(徳島市役所5階)	徳島市水道局ホームページ、徳島市水道局総務課契約係窓口(水道局本庁舎2階)	鳴門市公式ウェブサイト
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_kouji.html	http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/index.html	http://www.city.naruto.tokushima.jp/jigyosha/nyusatsu/torokugyosha/kensetsu/index.html
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		H30.12月中旬	H30.12月中旬	H30.12月上旬より
個別審査書類の受付期間		県内企業はH31.1.15～H31.1.24 県外企業はH31.1.7～H31.1.17	県外企業H31.1.7～H31.1.17	県内外企業とも H31.1.15～H31.1.24
資格有効期間		県内外企業ともH31.6.1～H33.5.31	県内外企業ともH31.6.1～H33.5.31	県内外企業とも H31.6.1～H33.5.31
資格認定通知の送付時期		県内外企業ともH31.6.1	送付予定なし	送付予定なし
希望工事業種		登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	県提出の業者カードとは別に、市で設定した業者カード様式に市の希望工事種別表の中から希望業種を記入すること。
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		推進工事(市内業者のみ申請可能) ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	配水管布設工事 ※受付期間はH31.1.15～H31.1.24	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		個別審査書類と同じ(ただし、県内業者の提出方法は持参に限る)	上記水道局窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応) ※配水管布設工事は対象外	資格有効期間の後半1年用の追加受付のみ実施予定

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		小松島市	阿南市	吉野川市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		<p>〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市産業建設部建設管理課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp</p>	<p>〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@city.anan.tokushima.jp</p>	<p>〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市建設部監理課 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2239 Eメール kanri@yoshinoawa.i-tokushima.jp</p>
提出方法		市内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送 ※市内企業のみを対象に直接持参による。 ※郵送の場合は、提出期間内午後5時必着のこと。	持参又は郵送(郵送の場合は締切日必着)
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	<p>【市内企業のみ】 ①申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所一覧表 ③技術者経歴書(職員数調) ④登記事項証明書(法人)もしくは身分証明書(個人) ⑤経審結果通知書の写し ⑥納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者の全部)原本 ⑦地方税法第383条に基づく償却資産申告書(様式第26号控用)写し ⑧小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書 ⑨特殊機械所有状況等報告書(舗装工事) ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。</p>	<p>【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) ③同意書(阿南市様式) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) ⑥業者カード(阿南市様式) ⑦県発行の申請書受付票の写し</p>	①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②業者カード(吉野川市様式) ③職員名簿(吉野川市様式) ④法人で、吉野川市に納税義務のある役員がいる場合は、役員の納税証明書(吉野川市発行・写し可) ⑤委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦特殊機械所有状況等報告書(舗装工事希望業者)
	市町村外		<p>【市外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②工事経歴書 ③使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) ④業者カード(阿南市様式) ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) ※原本を添付 ⑧法人市民税の納税証明書(阿南市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 【準市内扱いとなる場合】 上記①～⑧ ⑨代表者及び受任者の納税証明書(市町村長発行のもの) ⑩同意書(阿南市様式)(代表者又は受任者の住所が阿南市内の場合) ⑪営業所一覧表(県様式第2号)</p>	①委任状(委任先が県への申請分と異なる場合のみ(任意様式:原本)) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写しも添付してください。
	県外企業		<p>【県外企業】 ①～⑥【市外企業】と同じ ⑦委任状(年間委任する場合)※原本を添付 ※県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なりますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。 【準市内扱いとなる場合】 ①～⑦【市外企業】と同じ ⑧代表者及び受任者の納税証明書(市町村長発行のもの) ⑨同意書(阿南市様式)(代表者又は受任者の住所が阿南市内の場合) ⑩法人市民税の納税証明書(阿南市長発行のもの)(県と受任者が同じ場合は不要)</p>	①委任状(委任先が県への申請分と異なる場合のみ(任意様式:原本)) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写しも添付してください。
様式等入手方法		小松島市ホームページ	阿南市ホームページ	吉野川市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/docs/sankasikaku.html	http://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2013020800022/	http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2010120700023/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		H30.12月中旬より	H30年12月中旬	平成30年12月中旬
個別審査書類の受付期間		市内企業のみを対象に H31.2.1～H31.2.28土日祝を除く	平成31年1月15日～平成31年1月28日	県内外企業とも 平成31年1月15日～平成31年1月24日
資格有効期間		県内外企業とも H31.6.1～H33.5.31	平成31年6月1日～平成33年5月31日	県内外企業とも 平成31年5月1日～平成33年4月30日
資格認定通知の送付時期		送付予定なし	送付予定なし	送付予定無し
希望工事業種		【受け付けない業種】 02:交通安全施設工事、03:法面処理工事、04:プレスコンクリート工事、05:グラウト工事	希望工種を記入し、阿南市様式の業者カードを提出してください。	市内業者のみ、業者カード(吉野川市様式)に希望業種を記入して提出。
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		主たる営業所を市外に設置している(市内出身)建設業者等は、市内に営業所を設置し、商業登記簿謄本等で確認でき、法人市民税を納付した場合、これを市内業者として選定することができる。(小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条第2項)	条件なし	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	なし	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応		資格有効期間の後半1年用の追加受付のみ実施予定	県と共同受付で対応	年度中の追加受付は実施せず

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		阿波市	美馬市	三好市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		<p>〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL:0883-36-8704 FAX:0883-36-8760 Eメール:nyuukei@awa.i-tokushima.jp</p>	<p>〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL 0883-52-1212 FAX 0883-53-9919 E-mail soumu@mima.i-tokushima.jp</p>	<p>〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市総務部管財課 TEL:0883-72-7635 FAX:0883-72-7202 E-mail:kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp</p>
提出方法		持参又は郵送(期間内午後5時必着)	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑦職員数調【阿波市様式第4号】 ⑧技術者経歴書【阿波市様式第5号】 ⑨舗装工事関係書類)機械調査【様式1】、機械写真【様式2】、点検証、車検証等の写し※舗装工事を希望する場合に提出 ⑩業者カード【阿波市様式】 ⑪総合評定値通知書の写し ⑫建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑬県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p>	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②県発行の申請書受付票の写し ③工事経歴書 ④職員一覧表及び証明書類の写し ⑤納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者その他役員に係る市税)(原本又は写し) ⑥登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)(原本又は写し) ⑦委任状(年間委任する場合で、主たる営業所以外に委任する場合) ⑧経営事項審査結果通知書の写し ⑨舗装機械の写真及び車検・点検証等の写し(舗装工事を希望する場合) ⑩営業所及び機械器具保管場所の所在図面並びに営業所の写真</p>	<p>【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②県発行の申請書受付表の写し ③業者カード(三好市希望工事種別表を参照) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届 ⑥職員数調 ⑦営業所の見取図及び写真 ⑧特殊機械所有状況等報告書(該当する場合のみ)</p>
	市町村外	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】※阿波市内の支店や営業所等へ権限委任する場合に提出 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑧直前2年間の工事経歴書【阿波市様式等】 ⑨技術者経歴書【阿波市様式第5号等】 ⑩建設業許可申請書の写し※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑪業者カード ・県へ提出した業者カード(県内業者用)の写し※県内業者の場合に提出 ・県へ提出した業者カード(県外業者用)の写し※県外業者で、権限委任をしない場合や権限委任をし、委任先が県と同じ場合に提出 ・業者カード【阿波市様式】※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑫総合評定値通知書の写し ⑬建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑭県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p>	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②県発行の申請書受付票の写し ③工事経歴書 ④委任状(年間委任する場合で、主たる営業所以外に委任する場合) ⑤経営事項審査結果通知書の写し</p>	<p>【市外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②県発行の申請書受付表の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥使用印鑑届又は委任状 ⑦工事経歴書</p>
	県外企業	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③業者カード【阿波市様式】※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と同じ場合に提出 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑧直前2年間の工事経歴書【阿波市様式等】 ⑨技術者経歴書【阿波市様式第5号等】 ⑩建設業許可申請書の写し※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑪業者カード ・県へ提出した業者カード(県内業者用)の写し※県内業者の場合に提出 ⑫県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し※県外業者で、権限委任をしない場合や権限委任をし、委任先が県と同じ場合に提出 ⑬総合評定値通知書の写し ⑭建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑮県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p>	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②県発行の申請書受付票の写し ③工事経歴書 ④委任状(年間委任する場合で、主たる営業所以外に委任する場合) ⑤経営事項審査結果通知書の写し</p>	<p>【県外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②県発行の申請書受付表の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥使用印鑑届又は委任状 ⑦工事経歴書</p>
様式等入手方法		阿波市ホームページ	美馬市ホームページ	三好市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		https://www.city.awa.lg.jp/	http://www.city.mima.lg.jp/nyusatsu	https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		H30.12月中旬より	H30.12月中旬より	H30.12月下旬より
個別審査書類の受付期間		H31.1.15～H31.2.14	H31.1.15～H31.2.15	平成31年2月1日～平成31年2月28日
資格有効期間		県内外企業ともH31.6.1～H33.5.31	県内外業者ともH31.4.1～H33.3.31 (県と同じ)	平成31年6月1日～平成33年5月31日
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	市内業者のみに資格認定通知書を4月上旬に送付予定	送付予定無し
希望工事業種		市内企業のみ『水道工事』は条件つきとなります。詳しくは、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	直近の経営事項審査で実績のある工種	<p>【市内業者】 ・市で設定した希望工事種別表の中から希望業種を記入してください。 【市外(県外含む)業者】 ・県と同じ</p>
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件無し	受任者が三好市内の從たる営業所であっても、原則として市外業者として取扱う。
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		上記窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応		県の共同受付に準じて実施 (ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、追加受付分の詳細について、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内業者は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。 県外業者は受付月の翌々月認定。)	県の共同受付に準じて実施 (追加受付の詳細は、三好市ホームページに掲載します。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		勝浦町	上勝町	佐那河内村
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		<p>〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL:0885-42-1506 FAX:0885-42-3028 E-mail:kensetsu@town.katsuura.i-tokushima.jp</p>	<p>〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 上勝町総務課 TEL 0885-46-0111</p>	<p>〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村総務課 TEL 088-679-2113</p>
提出方法		町内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内 市町村内 企業	<p>【町内企業のみ】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(法人及び代表者、代表者の同居者すべての分、その他役員) ③工事経歴書(勝浦町様式) ④経営事項審査結果通知書(写し) ⑤誓約書(勝浦町様式)</p> <p>※個別審査書類は、資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。</p>	<p>【町内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所一覧表(県内に複数の営業所がある場合) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し) ⑤職員数調 ⑥法人及び代表者その他役員の町税に関する納税証明書(代表者の同居する者全て)</p>	<p>【村内企業のみ】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②使用印鑑届(原本) ③村税等の未納がない証明書(写し可) ※③は毎年度提出が必要</p>
	市町村外		<p>【町外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所一覧表(県内に複数の営業所がある場合) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し) ⑤委任状(年間委任する場合) ⑥職員数調 ⑦法人及び代表者その他役員の町税に関する納税証明書(代表者の同居する者全て) ⑧県発行の申請書受付票の写し</p>	<p>①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)</p>
	県外 企業		<p>【県外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②委任状(年間委任する場合) ③県発行の申請書受付票の写し</p>	<p>①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)</p>
様式等入手方法		勝浦町ホームページ	上勝町ホームページ	佐那河内村ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		http://www.town.katsuura.lg.jp/	http://www.kamikatsu.jp/	http://www.vill.sanagochi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		H30.12月中旬頃予定	平成31年1月上旬	平成30年12月下旬予定
個別審査書類の受付期間		H31.3.1～H31.3.29	県内業者H31.1.15～H31.2.28 県外業者H31.1.7～H31.2.28	県内業者 H31.1.15～H31.1.24まで(県と同じ) 県外業者 H31.1.7～H31.1.17まで(県と同じ)
資格有効期間		県内外企業ともH31.6.1～H33.5.31	県内外企業ともH31.4.1～H33.3.31 (県と同じ)	県内外企業とも平成31年6月1日～平成33年5月31日
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種		県と同じ	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		支店登録が町内にある業者	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応		年度中の追加受付は実施せず	年度中の追加受付は実施せず	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		石井町	神山町	那賀町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町建設課 TEL 088-674-1117	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務課 TEL 088-676-1111	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120
提出方法		今回、共同受付は実施しません。 申請を希望する方は、直接上記までお問い合わせください。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内 市町村内		個別審査書類は微しない	個別審査書類は微しない
	市町村外			
	県外企業			
様式等入手方法				
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期				
個別審査書類の受付期間				
資格有効期間		県と同じ	県内外企業ともH31.5.1～H33.4.30	
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し	
希望工事業種		県と同じ	県と同じ	
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	無し	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応)	随時対応(町独自で対応)	

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		牟岐町	美波町	海陽町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町管財課 TEL 0884-73-4169 FAX 0884-73-3097
提出方法				持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内 市町村内 企業	個別審査書類は微しない	個別審査書類は微しない	①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所の町税完納証明書 ③代表者の町税完納証明書(代表者が海陽町に在住する場合) ④経営事項審査結果通知書の写し ※但し、個別審査書類は②以降の書類を提出する者のみ必要
	市町村外			①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所の町税完納証明書(営業所が海陽町にある場合) ③代表者の町税完納証明書(代表者が海陽町に在住する場合) ④委任状(年間委任先が共通審査書類と相違する場合) ※但し、個別審査書類は②以降の書類を提出する者のみ必要
	県外 企業			同上
様式等入手方法				海陽町ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				https://www.town.kaiyo.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期				H30年12月下旬
個別審査書類の受付期間	県と同じ			H31.1.7～H31.2.28
資格有効期間	県と同じ	県内外企業ともH31.4.1～H33.3.31 (県と同じ)		H31.7.1～H33.6.30
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し		送付予定なし
希望工事業種	県と同じ	県と同じ		県と同じ
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し		条件なし
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	共同企業体の申請は町で申請書類一式を受け付ける	無し		なし
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可		受付・審査担当窓口に同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)		年1回実施(1月頃)。(随時の追加受付は実施せず)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		松茂町	北島町	藍住町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		<p>〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 総務課 TEL 088-699-8710 FAX 088-699-6010 Eメール soumu@town.matsushige.tokushima.jp</p>	<p>〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 北島町総務課 TEL 088-698-9801 Eメール soumu@kitajima.i-tokushima.jp</p>	<p>〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町建設課 TEL 088-637-3122 FAX 088-637-3152 Eメール kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp</p>
提出方法		メール(soumu@town.matsushige.tokushima.jp) 必ず件名は 例)【指名願送付】貴社名を記入してください。	持参及び郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内 市町村 企業内	<p>①一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 (徳島県に提出したもの)の写し ②営業所一覧 ③工事経歴書(直前2年間分) ④総合評定値通知書(写し) ⑤建設業許可証(写し) ⑥県発行の受付票(写し) ⑦町税等の納税状況調査同意書(町独自の様式) ⑧雇用人数調べ(町独自の様式) ⑨役員に関する調べ(町独自の様式)</p> <p>①～⑨PDFにてメール送付 (押印についてはカラーでなくても結構です。)</p>	<p>【全企業】 ①県の申請書様式第1号(押印したもの) ②営業所一覧 ③工事経歴書(直前2年間分) ④総合評定値通知書(写し) ⑤特殊機械所有状況等報告書(県様式) ※は装・区画線・法面処理工事を希望する場合 ⑥委任状(共通審査書類と相違がある場合) ⑦業者カード(県提出のもの) ⑧北島町政治倫理条例第16条に基づく誓約書(町様式) ⑨県発行の申請受付票の写し ⑩提出書類チェック表</p>	<p>【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税等の納税状況調査同意書 ③藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書</p>
	市町村 外	<p>①一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 (徳島県に提出したもの)の写し ②営業所一覧 ③工事経歴書(直前2年間分) ④総合評定値通知書(写し) ⑤建設業許可証(写し) ⑥委任状(年間を通して権限を営業所に委任する場合) ⑦県発行の受付票(写し) ⑧町税等の納税状況調査同意書(代表者の方が町内に在住の場合・支店・営業所が松茂町にある場合)町独自の様式 ⑨役員に関する調べ(登記簿謄本に記する役員・監査員の氏名等)町独自の様式</p> <p>①～⑨PDFにてメール送付 (押印についてはカラーでなくても結構です。)</p>		
	県外 企業	<p>①一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 (徳島県に提出したもの)の写し ②営業所一覧 ③工事経歴書(直前2年間分) ④総合評定値通知書(写し) ⑤建設業許可証(写し) ⑥委任状(年間を通して権限を営業所に委任する場合) ⑦県発行の受付票(写し) ⑧町税等の納税状況調査同意書(代表者の方が町内に在住の場合・支店・営業所が松茂町にある場合)町独自の様式 ⑨役員に関する調べ(登記簿謄本に記する役員・監査員の氏名等)町独自の様式</p> <p>①～⑨PDFにてメール送付 (押印についてはカラーでなくても結構です。)</p>		
様式等入手方法		松茂町のホームページ	北島町HP、入札参加資格申請書よりダウンロード	藍住町ホームページ内
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		http://www.town.matsushige.tokushima.jp	https://www.town.kitajima.lg.jp/	https://www.town.aizumi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		H30.12月下旬から予定	H31年1月10日頃～	H31年1月予定
個別審査書類の受付期間		H31.2. 1～H31.2.28	H31.1.15～H31.2.28	H31.1.7～H31.2.15
資格有効期間		2019. 6. 1～2021.5. 31	県と同様	県と同じ
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定なし	要望者のみ隨時送付
希望工事業種		県と同じ	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件なし	条件なし
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		共同受付の対象とならない業者の方については 総務課までご連絡ください。	<p>簡易登録の受付については、3/15～3/31まで(詳細は北島町まで) ※簡易登録 ・1件につき130万円以下の建設工事又は製造の請負契約 ・1件につき80万円以下の財産の買入れ ・1件につき50万円以下のその他の契約</p>	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		提出方法と同じメールで対応 件名に 例)【指名願 变更届】貴社名をご記入してください。	受付、審査担当窓口に同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		隨時は対応なし。年度で対応します。	県と同様	県と同様

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		<p>〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.i-tokushima.jp</p>	<p>〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamiita.i-tokushima.jp</p>	<p>〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町管理課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-62-4944 Eメール kanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp</p>
提出方法		持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード(県提出のもの) ③建設業許可証の写し ④登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑤町税に係る納税証明書(写し可) ⑥総合評定値通知書の写し ⑦建設業退職金共済組合加入証明書(写し可)</p>	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑤町税等の納税状況調査同意書</p>	<p>【町内企業】 町内業者については、個別審査書類はありません。</p>
	市町村外	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可証の写し ⑤登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑥町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在住する場合)(写し可) ⑦総合評定値通知書の写し ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(写し可)</p>	<p>上板町内に支店、営業所等がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合)</p>	<p>(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可)</p> <p>(2) 主たる営業所以外に年間委任する場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②委任状(様式は任意)</p> <p>※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は、必要ありません。</p>
	県外企業	<p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可証の写し ⑤町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在住する場合)(写し可) ⑥総合評定値通知書の写し ⑦営業所一覧表(統一様式で可) ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(写し可) ⑨委任状(年間委任する場合)</p>	<p>上板町内に支店、営業所等がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合)</p>	<p>(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可)</p> <p>(2) 年間委任先が県提出の委任先と異なる場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②委任状(様式は任意)</p> <p>※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は、必要ありません。</p>
様式等入手方法		板野町ホームページ	上板町ホームページ入札情報よりダウンロード	つるぎ町ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		平成30年12月下旬予定	H31年1月から予定	平成30年12月下旬
個別審査書類の受付期間		H31.2.1～H31.3.29	H31.2.1～H31.3.31	県と同じ 県内業者(H31.1.15～H31.1.24) 県外業者(H31.1.7～H31.1.17)
資格有効期間		県内外企業ともH31.5.1～H33.4.30	県内外企業ともH31.4.1～H33.3.31 (県と同じ)	県内外企業ともH31.4.1～H33.3.31 (県と同じ)
資格認定通知の送付時期		送付予定なし	送付予定無し	送付予定無し 共同受付でつるぎ町を希望した業者のうち受付表が必要な業者の方は、受付表(任意様式)及び返信用封筒(切手を貼ったもの)又は受付表(任意様式)を印刷した葉書(切手を貼ったもの)をつるぎ町役場管理課に送付して下さい。平成31年4月以降に返送します。
希望工事業種		直近の経営事項審査の受審工種	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	共同受付の対象とならない業者	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		受付・審査担当窓口に同じ	受付、審査担当窓口に同じ	受付、審査担当窓口に同じ
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内業者は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外業者は受付月の翌々月認定。)	新規業者の場合随時受付(県受付期間以外の場合)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		東みよし町					
受付窓口、内容に関する問い合わせ先		〒779-2595 徳島県三好郡東みよし町屋間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメール:kensetsu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp					
提出方法		持参又は郵送					
それぞれの参加希望 自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内 企業	市町村内	個別審査書類は徴しない				
		市町村外					
		県外 企業					
様式等入手方法							
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元							
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期							
個別審査書類の受付期間							
資格有効期間	県内外企業ともH31.6.1～H33.5.31						
資格認定通知の送付時期	送付予定無し						
希望工事業種	県と同じ						
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し						
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し						
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	受付、審査担当窓口に同じ						
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)						